

茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）について

全員協議会資料
令和8年11月19日

（1）計画修正の考え

○防災基本計画等による修正

・近年の災害事例を踏まえて行われた、国の防災基本計画やガイドラインの修正を反映

○本市や防災関係機関等の取組等を踏まえた修正

・本市を含む防災関係機関等の取組等を踏まえ、
地域の防災対策をより一層推進するために修正

（2）防災基本計画の修正等に伴う修正

ア　新たな防災気象情報の運用開始

① 情報名に「レベル」を付記して発表

・警報・注意報情報名に「レベル」を付記する等の修正

	河川氾濫	大　雨	土砂災害	高　潮
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報
警戒レベル１	早期注意情報			

気象庁ＨＰ：　https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/index.html

計画書：地震　第３章第５節第２

風水　第３章第４節第２　第４章第２節第３　第４章第３節第１（新）

（2）防災基本計画の修正等に伴う修正

②　「警戒レベル４相当」の情報を「危険警報」として発表

現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）

警戒レベル相当情報	防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1相当					

・警戒レベルに対応した気象警報・注意報へ修正

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
	<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>				
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

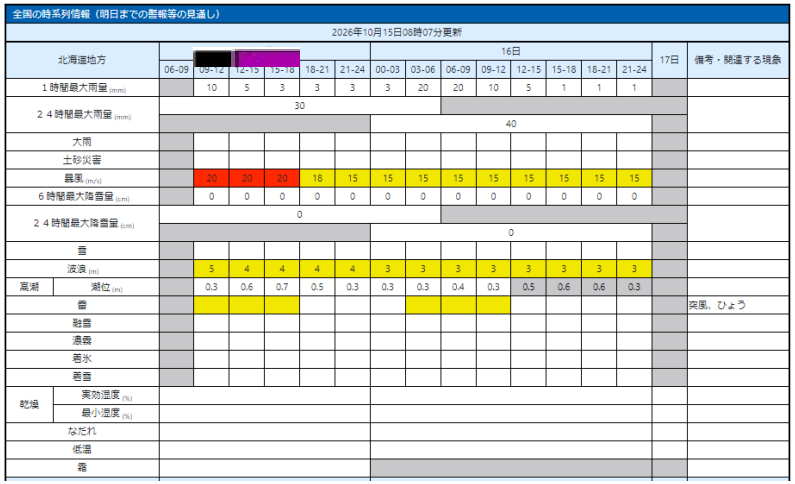
計画書：風水　第４章第３節第１

（2）防災基本計画の修正等に伴う修正

③ 気象防災速報（記録的短時間大雨等）、時系列情報の提供

・気象防災速報や時系列情報の文言等を修正

計画書：風水　第4章第3節第１（新）



全国の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2026年10月15日08時07分更新

北海道地方	16日 06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	17日	備考・開連する現象
1時間最大雨量 (mm)		10	5	3	3	3	3	20	20	10	5	1	1	1		
24時間最大雨量 (mm)		30														
							40									
大雨																
土砂災害																
暴風 (m/s)		20	20	20	18	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
6時間最大降雪量 (cm)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24時間最大降雪量 (cm)		0														
							0									
雷																
波浪 (m)		5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3		
高潮 潮位 (m)		0.3	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.5	0.6	0.6	0.3		
雷																突風、ひょう
融雪																
濃霧																
着氷																
着雪																
乾燥 実効湿度 (%)																
乾燥 最小湿度 (%)																
なだれ																
低温																
霜																

災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性がある時間帯）
警戒	警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、警報発表の可能性がある時間帯）
注意	注意報基準を超えると予想される時間帯（高潮については、注意報発表の可能性がある時間帯）

・竜巻等突風災害対策における気象防災速報の追加

計画書：特殊第１１章第２節第１　特殊第１１章第２節第２

特殊第１１章第２節第３　特殊第１１章第２節第４

（2）防災基本計画の修正等に伴う修正

イ　指定緊急避難場所等における避難環境の確保

・熱中症対策・防寒対策のための資機材の備蓄を進める旨を追加



神奈川県逗子市の披露山公園への避難
出典：NHK HPより

計画書：地震　第４章第６節第３　　風水　第４章第４節第７

（３）市及び関係機関の取り組みの主な修正

ア　三師会との災害時協定締結（令和８年３月）に伴う医療救護体制の修正

・災害時における医療救護体制について新たに追記。



計画書：地震　第２章第４節第３　第４章第４節（新）　第５章第４節第４

風水　第２章第４節第３　第４章第６節（新）　第５章第６節第４

（3）市及び関係機関の取り組みの主な修正

イ　津波避難計画の作成（令和８年８月）

・作成を進めてきた津波避難計画の内容を追加します。



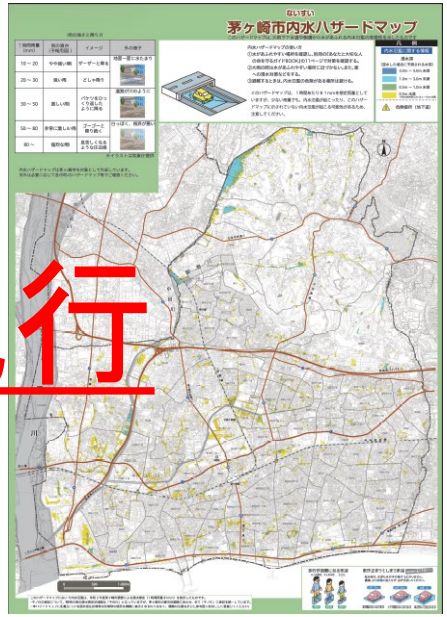
計画書：地震　第４章第５節第３（新）

（3）市及び関係機関の取り組みの主な修正

ウ　雨水出水浸水想定区域図（浸水継続時間・浸水深）

・令和８年３月３１日に雨水出水浸水想定区域が指定されました。





現行

茅ヶ崎市
ハザードマップ

新

計画書：風水　第１章第４節第３

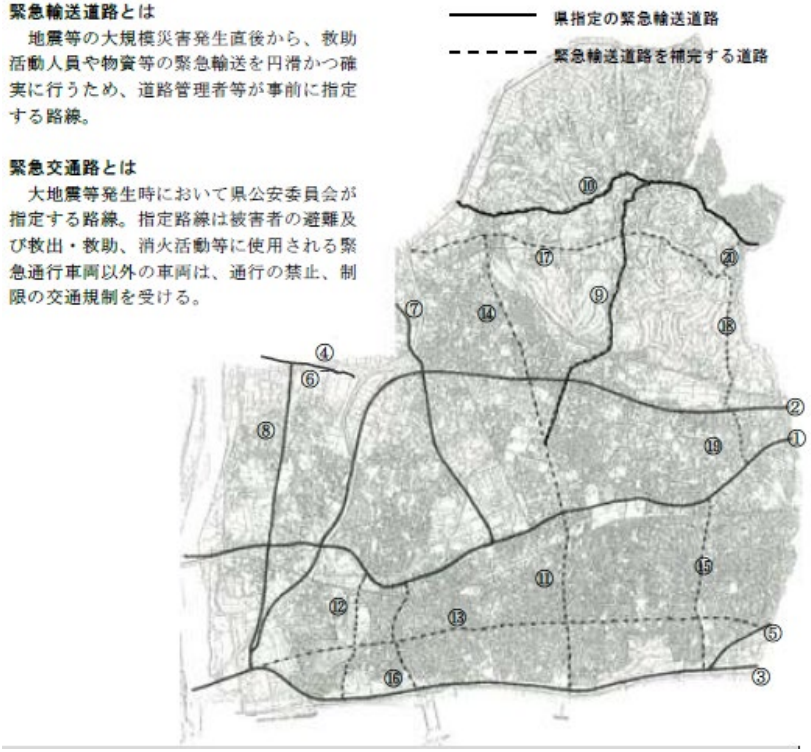
（4）関係機関等からの意見や時点修正等

ア　緊急輸送道路の修正

・緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路の修正

緊急輸送道路とは
地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。

緊急交通路とは
大地震等発生時において県公安委員会が指定する路線。指定路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。



計画書：地震　第４章第１２節第１　風水　第４章第１２節第１

（4）関係機関等からの意見や時点修正等

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の避難対策等について

・南海トラフ地震の発生確率について、最新評価を追記

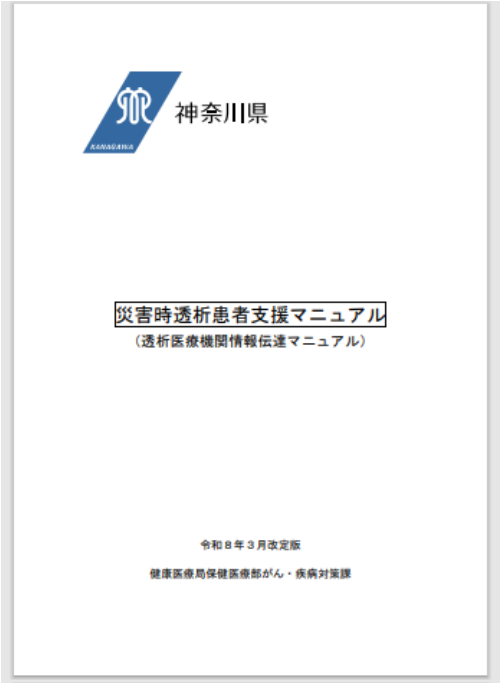
・避難所開設にあたっての文言の一部修正

計画書：地震　第１章第４節第１　地震　第８章第６節第４

（４）関係機関等からの意見や時点修正等

ウ　神奈川県災害時透析患者支援マニュアルの改訂（令和８年３月）に伴う修正

・災害時における透析患者に関する情報伝達フロー図の修正



計画書：地震　第５章第４節第４　風水　第５章第６節第４

（５）今後の主なスケジュール

〇8年11月20日～12月23日　パブリックコメント

〇9年1月下旬　パブリックコメント結果の公表

〇9年2月4日　茅ヶ崎市防災会議

〇9年2月下旬　計画の公表

茅ヶ崎市地域防災計画　地震災害対策計画　新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
目次 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険区域等の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６ （略） 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　避難対策 第９　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７	目次 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険箇所の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６ （略） 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　避難対策 第９　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
Ｐ３ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） このことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。 そのためには、円滑な応急対策活動や避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、女性やこども・若者、高齢者、障がい者などが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画、その他の多様な視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。	Ｐ３ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） このことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。 そのためには、円滑な応急対策活動や避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。
Ｐ４ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第２　社会的条件 １　人口	Ｐ４ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第２　社会的条件 １　人口

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇，〇〇〇人であり、１ｋｍ²当たりの人口密度は、およそ〇，〇〇〇人です。</td><td>本市の人口は、令和８年２月１日現在２４５，０７６人であり、１ｋｍ²当たりの人口密度は、およそ６，８６４人です。</td></tr>
<tr><td>Ｐ６
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　地震被害の想定
１　想定地震
【検討対象地震一覧】
<table><tr><th>想定地震</th><th>説明</th><th>発生確率</th><th>地震のタイプ</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>⑤南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード９．０の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が３０年以内に８０％程度であり、切迫性が指摘されている。</td><td>30年以内
80％程度(南海トラフの地震)※</td><td>海溝型
(南海トラフ)</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>※　南海トラフ地震の発生確率については、国の最新評価（令和７年９月）では「３０年以内に６０～９０％以上」とされている。</td><td>Ｐ６
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　地震被害の想定
１　想定地震
【検討対象地震一覧】
<table><tr><th>想定地震</th><th>説明</th><th>発生確率</th><th>地震のタイプ</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>⑤南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード９．０の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が３０年以内に８０％程度であり、切迫性が指摘されている。</td><td>30年以内
80％程度(南海トラフの地震)</td><td>海溝型
(南海トラフ)</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Ｐ１７
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第５節　地震災害対策計画の推進主体とその役割
第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関
（8）　国土交通省国土地理院関東地方測量部
ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
ウ　地殻変動の監視</td><td>Ｐ１７
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第５節　地震災害対策計画の推進主体とその役割
第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関
（8）　国土交通省国土地理院関東地方測量部
ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
ウ　地殻変動の監視</td></tr>
</table>

新	旧
エ　災害教訓の伝承 **（9）　総務省神奈川行政評価事務所** ア　被災者への生活支援情報の提供 イ　災害時に専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ　災害時に特別行政相談所の開設	（新設）
Ｐ３０ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第２節　防災知識の普及・啓発** **【取り組みの方向】** **第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、都市部、保健所** **３　防災訓練等の参加促進** 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。その際、女性やこども・若者の参加の促進に努めます。	Ｐ３０ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第２節　防災知識の普及・啓発** **【取り組みの方向】** **第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、都市部、保健所** **３　防災訓練等の参加促進** 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。
Ｐ３５ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第４節　地域防災力の強化** **【現状】** ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和８年４月１日現在 ○市内には、令和８年４月現在、１３５自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和９年２月現在、〇，〇〇〇名（うち女性〇〇〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。	Ｐ３５ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第４節　地域防災力の強化** **【現状】** ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和７年４月１日現在 ○市内には、令和７年４月現在、１３５自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和８年２月現在、２，８２１名（うち女性８１０名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

新	旧
【課題】 ○男女共同参画、その他の多様な視点を反映した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性やこども・若者の参加が重要です。 第３　自主防災組織の活動　くらし安心部、自主防災組織 ２　災害時の主な活動 （4）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）や、災害時に診療対応を行っている目安となるイエローフラッグを掲げた診療所等へ搬送します。 第６節　防災訓練の実施 【現状】 ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災啓発事業、通信訓練等を実施しています。	【課題】 ○男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。 第３　自主防災組織の活動　くらし安心部、自主防災組織 ２　災害時の主な活動 （4）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）等へ搬送します。 第６節　防災訓練の実施 【現状】 ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災フェスティバル、通信訓練等を実施しています。
Ｐ５６ 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 【現状】 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありません。 ※平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○令和８年２月２７日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５７区域（内２カ所は藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５６区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）指定されています。 ○市は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震の被害を考慮した土砂災害警戒区域等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。	Ｐ５６ 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 【現状】 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○令和３年５月２５日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が５２区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５３区域指定されています。 ○市は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震の被害を考慮した急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。

新	旧
【取り組みの方向】 第１　危険区域等の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、茅ケ崎警察署、藤沢土木事務所 １　危険区域等の調査・把握 市は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流等により危険が想定される区域等を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署 ３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達 レベル４土砂災害危険警報は、レベル３土砂災害警報の発表後（積乱雲が急速に発達する場合など予測が難しい状況では、レベル３土砂災害警報を経ずにレベル４土砂災害危険警報が発表されることもある。）命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける警報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。 市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。	【取り組みの方向】 第１　危険箇所の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、茅ケ崎警察署、藤沢土木事務所 １　危険箇所の調査・把握 市は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署 ３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や地域住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。 また、土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省や県が緊急調査を実施し、調査結果に基づき、被害が想定される区域・時期を市に通知する防災情報です。 市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。
Ｐ６３ 第４章　平常時の対策 第１節　災害対策本部機能の強化 【現状】 （略） ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災啓発事業、災害情報受伝達訓練等を実施しています。 （略） 第４節　医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○（略）	Ｐ６３ 第４章　平常時の対策 第１節　災害対策本部機能の強化 【現状】 （略） ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。 （略） 第４節　医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 ○（略）

新	旧
○（略） ○（略） ○（略） ○災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。） （略） ○令和８年３月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が○，○○○人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。	○（略） ○（略） ○（略） ○（新設） （略） ○令和７年３月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が１，９１２人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。
Ｐ７２ **第４章　平常時の対策** **第５節　津波対策** **【課題】** ○市は、引き続き津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）の確保や海抜表示等の津波避難体制を強化する必要があります。 （略） **第３　津波避難対策**　**くらし安心部** **１　茅ヶ崎市津波避難計画の策定** 市は、津波対策の推進に関する法律に基づき、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた津波避難計画を策定します。 津波避難計画は、県の津波浸水想定の見直しや津波避難訓練で明らかになった課題、社会的条件の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。 （1）避難対象地域の設定 市は、津波浸水想定区域に基づき、安全面の確保や円滑な避難等を考慮するとともに住民の居住区域や自主防災組織の活動区域等、地域の状況を勘案し、次のとおり避難対象地域を設定します。	Ｐ７２ **第４章　平常時の対策** **第５節　津波対策** **【課題】** ○市は、引き続き津波一時退避場所の確保や海抜表示等の津波避難体制を強化する必要があります。 （略） **第３　津波避難対策**　**くらし安心部** **１　茅ヶ崎市津波避難計画の策定** 市は、津波対策の推進に関する法律に基づき、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた津波避難計画を策定します。 津波避難計画は、県の津波浸水想定の見直しや津波避難訓練で明らかになった課題、社会的条件の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。 （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

ア　大津波警報発表時

津波浸水想定区域を含む字・丁目を基本に、次のとおり避難対象地域を設定します。避難対象地域は、津波ハザードマップ（令和７年８月作成）に掲載し、周知啓発を行います。

<table>
<tr><th>地区名</th><th>避難対象地域</th></tr>
<tr><td>湘　南</td><td>中島の一部、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、松尾、浜見平</td></tr>
<tr><td>南　湖</td><td>南湖一丁目、南湖二丁目、南湖四丁目、南湖五丁目、南湖六丁目、南湖七丁目</td></tr>
<tr><td>茅ヶ崎南</td><td>中海岸二丁目、中海岸三丁目、中海岸四丁目</td></tr>
<tr><td>海　岸</td><td>東海岸南一丁目、東海岸南二丁目、東海岸南三丁目、東海岸南四丁目、東海岸南五丁目、東海岸南六丁目</td></tr>
<tr><td>浜須賀</td><td>菱沼海岸、白浜町、浜須賀</td></tr>
<tr><td>松　浪</td><td>富士見町、常盤町、緑が浜、汐見台</td></tr>
<tr><td>鶴嶺東</td><td>下町屋一丁目、浜之郷の一部</td></tr>
</table>

イ　津波警報発表時

神奈川県が公表する「神奈川県西部地震における津波浸水予測図」を基に、国道１３４号以南の地域を避難対象地域に設定します。

ウ　津波注意報発表時

神奈川県が海岸保全基本計画で定める「防護ライン」を基に、相模湾に面する海岸砂浜の地域を避難対象地域に設定します。

</td><td></td></tr>
</table>

新	旧
避難対象地域 大津波警報発表時 津波警報発表時 津波注意報発表時  (2) 避難目標地点（避難目標ライン）の設定 市は、大津波警報発表時に避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点について、津波浸水想定区域及び目標地点の明確さなどを考慮し、次に示す道路を目標地点として定めます。 道路名（路線番号） / 区　　間 国道１号 / 馬入橋から南湖入口交差点まで 南湖通り（市道 0206 号線） / 南湖入口交差点から南湖中央交差点まで 鉄砲道（市道 0121 号線） / 南湖中央交差点から平和学園前交差点まで 学園通り（市道 0209 号線） / 平和学園前交差点から美住町交差点まで 市道 1430 号線及び 1450 号線 / 美住町交差点から藤沢市境まで	

新	旧
	

（3）津波避難路の指定

市は、津波浸水想定区域からの円滑な避難を誘導するため、安全性や機能性の確保等の観点を踏まえ、原則として次の基本的な考え方や指定基準に基づき津波避難路を指定します。

津波避難路指定の基本的な考え方

①避難の方向性や他の津波避難路との接続性を考慮し、避難対象地域の外へいち早く避難できる道路であること。

②災害発生時に建物倒壊や落下物による通行の支障が少ないと想定される道路であること。

③夜間や悪天候時であっても安全に移動することができる道路であること。

津波避難路の指定基準

新	旧

❶ 原則として沿岸から避難目標ラインに向かって敷設されていること。
❷ ①の道路に容易にアクセスできる道路であること。
❸ 原則として海岸や河川沿いではないこと。
❹ 原則として道路の幅員が 4m以上であること。
❺ 悪天候時の路面や排水の状況を考慮し、原則として冠水の履歴がないこと。
❻ 夜間の避難を考慮し、一定区間ごとに照明が設置されていること。

地　区　名	津波避難路
湘南	県道：46 号線（産業道路） 市道：0121 号線（鉄砲道）、0202 号線（左富士通り）、 0214 号線（柳島通り）
南湖	市道：0121 号線（鉄砲道）、0206 号線（南湖通り）
茅ヶ崎南	市道：0203 号線（サザン通り）、2199 号線（高砂通り）
海岸	県道：310 号線（雄三通り） 市道：0101 号線（一中通り）、0207 号線（ラチエン通り）
浜須賀	市道：0121 号線　（鉄砲道）、0209 号線（学園通り）
松浪	県道：30 号線（戸塚茅ケ崎線） 市道：0115 号線（浜竹通り）、0121 号線（鉄砲道）

※　国道１３４号は、海岸線に並行して敷設されているため津波避難路には指定しません。

(4) 津波避難の基本行動

新	旧
津波発生時の避難行動は「より早く・より高く・より遠く」を基本とし、市民は、次の行動を踏まえて避難を行います。また、市は、避難の促進を図るため、市民に対し周知啓発を行います。 ア　避難対象地域の外への避難 津波からの避難は、一刻も早く避難対象地域の外へ避難することが基本であり、避難方法は、原則として徒歩によるものとなります。 近海で発生した地震に伴う津波は、市の避難指示が発令される前に襲来するおそれがあるため、「地震の発生＝津波の発生」という認識を持って避難指示の発令を待たずに自主的な避難を行います。 避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した状況にある場合は、屋外へ避難するよりも建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられるため、津波避難に当たっては、避難開始のタイミングによって臨機応変な対応も念頭に置くことが必要となります。 イ　津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）への避難 津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが難しい場合は、避難対象地域内の津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）に避難することを基本とします。 ウ　徒歩避難の原則 車両での避難は、地震による道路の損傷、建物の倒壊等の影響を受けるほか、渋滞により身動きがとれなくなるなど避難が遅れてしまう可能性があります。また、徒歩避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるため、車両ではなく徒歩による避難を原則とします。 エ　避難の継続 津波は第１波よりも第２波、第３波の方が高くなる場合があるため、津波警報等が解除されるまでは避難行動を継続します。津波一時退避場	

新	旧
所（津波避難ビル・津波避難地）に避難した場合も、火災の危険がある場合を除き、建物から移動しないことを原則とします。 オ　津波警報等解除後の行動 市は、気象庁による津波警報等の解除が発表されたときは、原則として避難指示の解除を行います。ただし、実際に浸水被害が発生している区域については、状況に応じて対応します。 避難指示が解除された後、地震災害が発生せず、かつ津波による自宅の被害を免れた市民等は自宅へ帰宅します。一方、地震や津波等により住宅に被害が生じ、帰宅することができない市民等は、指定避難所へ移動します。	
Ｐ７６ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者やこども・若者、男女共同参画、その他の多様な視点を反映した避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。	Ｐ７６ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。
Ｐ７８ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **第３　防災資機材等の整備**　**くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活	Ｐ７８ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **第３　防災資機材等の整備**　**くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>必需物資等の備蓄に努めるとともに、指定緊急避難場所等への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として必要な資機材等の備蓄を進めます。</td><td>必需物資等の備蓄に努めます。</td></tr>
<tr><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第１０節　教育・保育対策
【現状】
○市には指定等文化財として、令和８年８月２８日時点で国指定４件、県指定９件、市指定３０件、国登録５件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</td><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第１０節　教育・保育対策
【現状】
○市には指定等文化財として、令和７年８月８日時点で国指定５件、県指定９件、市指定３１件、国登録６件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</td></tr>
<tr><td>Ｐ９０
第４章　平常時の対策
第１２節　緊急輸送道路等の確保対策
第１　緊急輸送道路等の指定　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所
１　緊急輸送道路の指定
県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として指定しています。

<table>
<tr><td>第１次
緊急輸送道路</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td></tr>
<tr><td></td><td>路線名</td><td>区　間</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号（新湘南バイパス）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１３４号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道４６８号（さがみ縦貫道路）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道３０号（戸塚茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４４号（伊勢原藤沢）</td><td>寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４５号（丸子中山茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
</table></td><td>Ｐ９０
第４章　平常時の対策
第１２節　緊急輸送道路等の確保対策
第１　緊急輸送道路等の指定　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所
１　緊急輸送道路の指定
県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。

<table>
<tr><td>第１次
緊急輸送道路</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td></tr>
<tr><td></td><td>路線名</td><td>区　間</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号（新湘南バイパス）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１３４号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道４６８号（さがみ縦貫道路）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道３０号（戸塚茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４４号（伊勢原藤沢）</td><td>寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新

県道４６号（相模原茅ケ崎）	市内全線
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。
路線名	区間
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
県道４０４号（遠藤茅ケ崎）	県道４７号（藤沢平塚）交点～国道１号交点

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。
路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線

旧

県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ヶ崎）	市内全線

（追加）

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線、（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。
路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線

新

市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１１２
第５章　災害時の応急対策活動
第２節　災害情報の受伝達
第１　地震や津波に関する情報等の受伝達　統括調整部各班、くらし安心部
２　津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

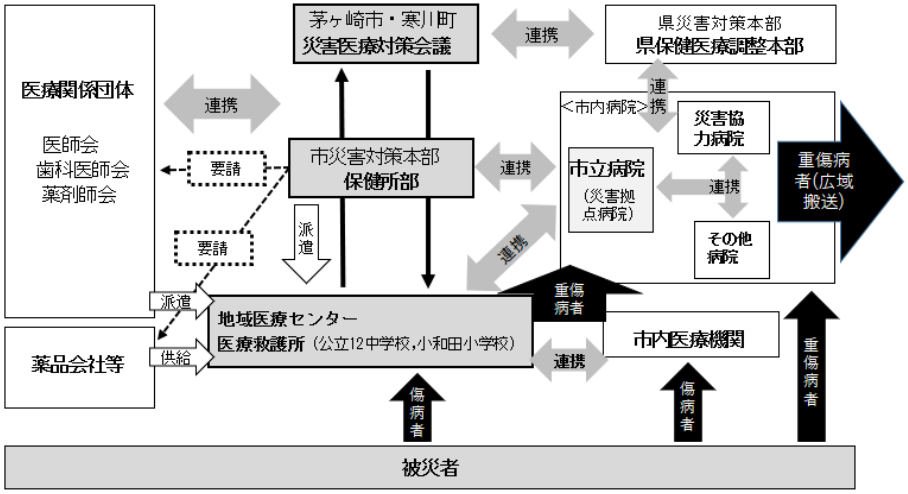
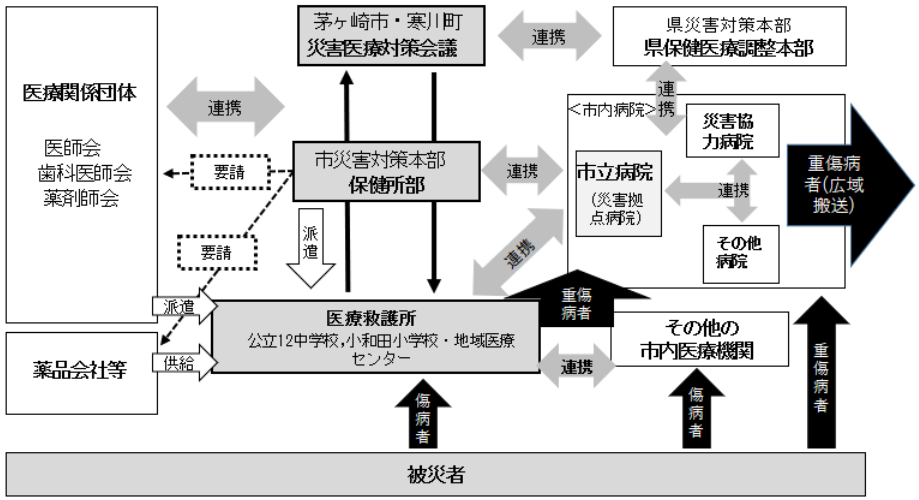
旧

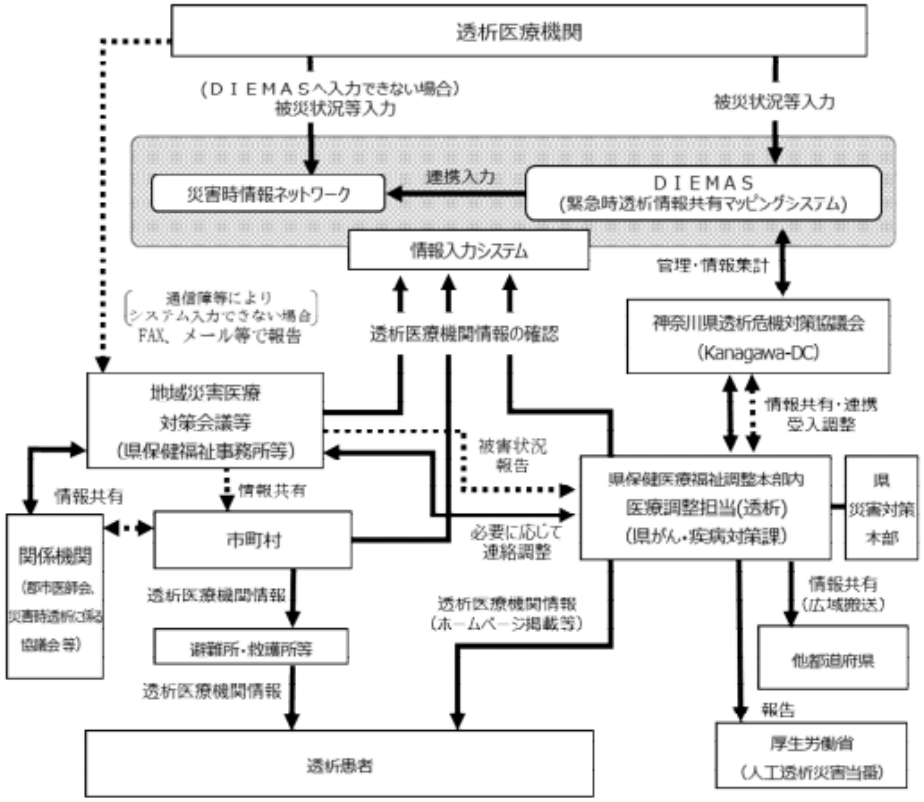
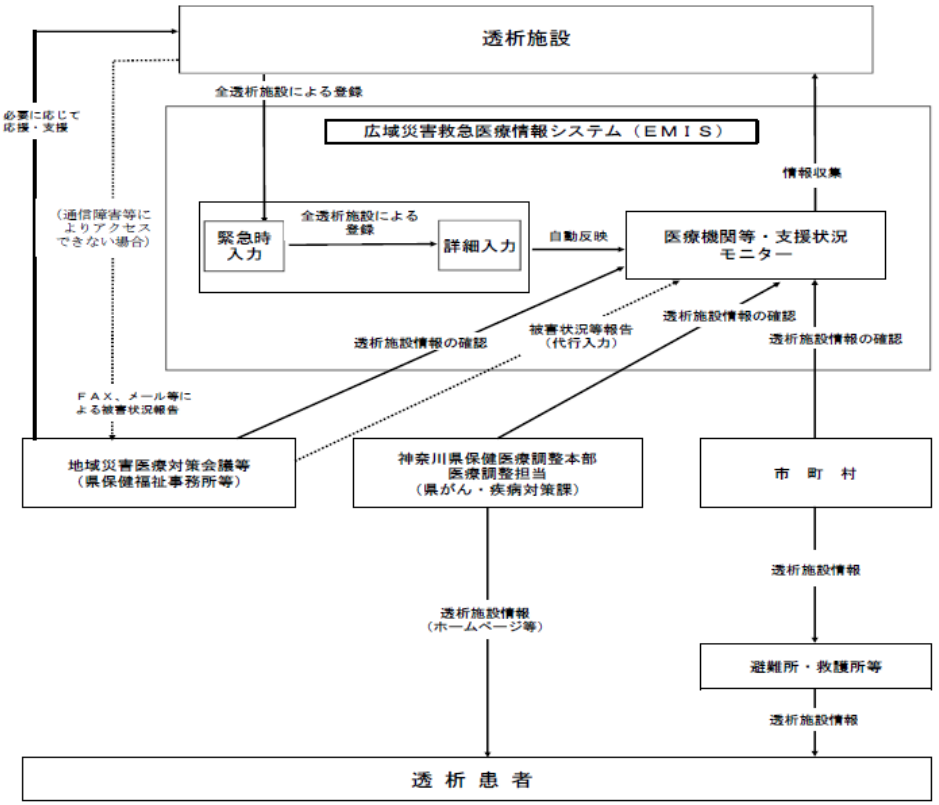
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１１２
第５章　災害時の応急対策活動
第２節　災害情報の受伝達
第１　地震や津波に関する情報等の受伝達　統括調整部各班、くらし安心部
２　津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

新	旧
Ｐ１２１ **第５章　災害時の応急対策活動** **第４節　医療救護・保健活動** **第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部** 市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の体制により、医療救護活動を実施します。 **１　医療救護活動体制** 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。三師会の会員施設（医療機関・薬局）は、市内で震度６弱以上を観測した際、各自の判断で診療・調剤を継続します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。	Ｐ１２１ **第５章　災害時の応急対策活動** **第４節　医療救護・保健活動** **第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部** 市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の体制により、医療救護活動を実施します。 **１　医療救護活動体制** 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。

新	旧
【医療救護体制】  	【医療救護体制】 
２　医療救護活動の方針 （１）発災直後の応急医療 災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。）	２　医療救護活動の方針 （１）発災直後の応急医療 市は医療関係団体の協力のもと対処します。
５　医薬品等の確保 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬剤師会や薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します。	５　医薬品等の確保 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します

新	旧
８　人工透析患者対策 【災害時における透析患者への情報伝達の流れ】  出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和８年３月改定版）	８　人工透析患者対策 【災害時における透析患者への情報伝達の流れ】  出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和元年６月改定版）

新

Ｐ１２８
第５章　災害時の応急対策活動
第５節　津波対策
第２　津波情報の伝達
１　津波情報の受伝達
【防災行政用無線】（全国瞬時警報システムによる運用）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放　送　内　容
大津波警報（東日本大震災クラス）（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
大津波警報（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波警報	５秒 ６秒休止	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波注意報	１０秒 ２秒休止	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。

Ｐ１３２
第５章　災害時の応急対策活動
第６節　避難対策
第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、福祉部、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織
２　避難所の運営
（1）避難所運営委員会

旧

Ｐ１２８
第５章　災害時の応急対策活動
第５節　津波対策
第２　津波情報の伝達
１　津波情報の受伝達
【防災行政用無線】（全国瞬時警報システムによる運用）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放　送　内　容
大津波警報（東日本大震災クラス）（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
大津波警報（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波警報	５秒 ６秒休止	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。

Ｐ１３２
第５章　災害時の応急対策活動
第６節　避難対策
第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、福祉部、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織
２　避難所の運営
（1）避難所運営委員会

新	旧
避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、多様な視点や意見を反映した運営に努めます。	避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。
Ｐ１３７ **第５章　災害時の応急対策活動** **第６節　避難対策** **第９　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理　被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部** 市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の供与及び被害を受けた住宅の応急修理を実施します。 １　実施機関 （2）　災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する仮設住宅等の供与及び住宅の応急修理は、市が実施します。	Ｐ１３７ **第５章　災害時の応急対策活動** **第６節　避難対策** **第９　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理　被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部** 市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受けた住宅の応急修理を実施します。 １　実施機関 （2）　災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。
Ｐ１５５ **第５章　災害時の応急対策活動** **第１２節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動** **第９　船舶等による海上輸送手段の確保　総括・情報班、湘南海上保安署** **２　港湾及び漁港の応急復旧等** （1）港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。	Ｐ１５５ **第５章　災害時の応急対策活動** **第１２節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動** **第９　船舶等による海上輸送手段の確保　総括・情報班、湘南海上保安署** **２　港湾及び漁港の応急復旧等** （1）港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。

新	旧
Ｐ１７９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。 本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点を反映するよう努めます。	Ｐ１７９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。 本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。
Ｐ１８９ **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、地域生活者や男女共同参画の視点を反映し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。	Ｐ１８９ **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女共同参画の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。
Ｐ２１４ **第７章　東海地震に関する事前対策** **第３節　警戒宣言発令時等対策** **第２０　ライフライン等施設対策** **５　電話（通信）の確保**	Ｐ２１４ **第７章　東海地震に関する事前対策** **第３節　警戒宣言発令時等対策** **第２０　ライフライン等施設対策** **５　電話（通信）の確保**

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>ＮＴＴ東日本（株）神奈川事業部は、警戒宣言が発令された場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（電信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。</td><td>東日本電信電話（株）神奈川事業部は、警戒宣言が発令された場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（電信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。</td></tr>
<tr><td>Ｐ２２６
第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
第１　南海トラフ地震に関連する情報の発表
１　南海トラフ地震に関連する情報及び発表条件
<table><tr><th>名称</th><th>発表条件及び発表内容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合に発表される南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、後発地震※の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合に、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr></table></td><td>Ｐ２２６
第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
第１　南海トラフ地震に関連する情報の発表
１　南海トラフ地震に関連する情報及び発表条件
<table><tr><th>名称</th><th>発表条件及び発表内容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合に発表される南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、後発地震※の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合に、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr></table></td></tr>
</table>

新	旧
Ｐ２２８ **第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項** **第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項** **１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表** 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてＭｗ８．０以上の地震が発生した場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。 （略） **６　災害応急対策をとるべき期間等** 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭｗ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。 **７　避難対策等** 南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてＭｗ８．０以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時退避場所への避難を呼びかけます。 （略） (2)　避難所の開設 市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性、住宅の耐震性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、一部の公立小・中学校を避難所として開設することを検討します。	Ｐ２２８ **第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項** **第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項** **１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表** 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてＭ８．０以上の地震が発生した場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。 （略） **６　災害応急対策をとるべき期間等** 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。 **７　避難対策等** 南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてＭ８．０以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時退避場所への避難を呼びかけます。 （略） (2)　避難所の開設 市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性、住宅の耐震性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、公立小・中学校を避難所として開設します。

新	旧
Ｐ２３２ 第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。 （略） ５　災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。	Ｐ２３２ 第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。 （略） ５　災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

茅ヶ崎市地域防災計画　風水害対策計画　新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
目次 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険区域等の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７	目次 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険箇所の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
Ｐ３ 第１章　災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） そのためには、円滑な応急対策活動や未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、女性やこども・若者、高齢者、障がい者などが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画、その他の多様な視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。	Ｐ３ 第１章　災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） そのためには、円滑な応急対策活動や未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。
Ｐ４ 第１章　災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第１　自然的条件 １　地形及び気象 (2) 気象概要（令和○年） 本市の平均気温は○○．○度、４月から９月（暖候期）は平均気温○○．○度、１０月から３月（寒候期）は○○．○度で、最も暑くなった８月が平均気温○○．○度、最も寒かった１月が平均気温○．○度でした。 年降水量は、○○○○．○㎜で特に○月、○月、○月に多く雨が降りました。○月には日最大降雨量○○○．○㎜時間最大降雨量○○．○㎜を観測しています。 また、平均風速は○．○m、最大瞬間風速は○○．○mでした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所））	Ｐ４ 第１章　災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第１　自然的条件 １　地形及び気象 (2) 気象概要（令和７年） 本市の平均気温は１７．３度、４月から９月（暖候期）は平均気温２３．６度、１０月から３月（寒候期）は１０．８度で、最も暑くなった８月が平均気温２９．０度、最も寒かった１月が平均気温６．４度でした。 年降水量は、１０５５．０㎜で特に３月、５月、９月に多く雨が降りました。９月には日最大降雨量１２２．０㎜時間最大降雨量２４．０㎜を観測しています。 また、平均風速は１．８m、最大瞬間風速は２１．６mでした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所））

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第２　社会的条件
　１　人口
　　本市の人口は、令和９年２月１日現在〇〇〇，〇〇〇人であり、１ｋｍ^{2}当たりの人口密度は、およそ〇，〇〇〇人です。</td><td>第２　社会的条件
　１　人口
　　本市の人口は、令和８年２月１日現在２４５，０７６人であり、１ｋｍ^{2}当たりの人口密度は、およそ６，８６４人です。</td></tr>
<tr><td>Ｐ６
第１章　災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　災害履歴
　２　近年の災害履歴
※新規追加分のみ記載
【参考】市が発令した避難勧告等の履歴
<table>
<tr><th>年・月・日</th><th>原因事象</th><th>事由</th><th>発令内容</th><th>対象地区</th><th>対象世帯数
対象人口</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>令和３年
７月３日</td><td>大雨</td><td>土砂災害のおそれ</td><td>高齢者等避難</td><td>芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき四丁目、ひばりが丘</td><td>10,952 世帯
27,335 人</td></tr>
<tr><td>令和６年
８月３０日</td><td>台風
第 10 号</td><td>大雨警報（土砂災害・浸水害）
土砂災害警戒情報</td><td>高齢者等避難</td><td>芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目</td><td>10,846 世帯
26,409 名</td></tr>
<tr><td>令和７年
７月３０日</td><td>カムチャツカ半島地震</td><td>津波警報</td><td>避難指示</td><td>国道 134 号線以南</td><td>－世帯
69 名</td></tr>
</table></td><td>Ｐ６
第１章　災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　災害履歴
　２　近年の災害履歴
※新規追加分のみ記載
【参考】市が発令した避難勧告等の履歴
（新規追加）</td></tr>
</table>

新						旧
	令和７年 ９月５日	台風 第 15 号	大雨警報 （土砂災害・浸水害） 土砂災害警戒情報	高齢者等避難	芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目	10,909 世帯 26,143 名	
	令和８年 ６月３日	台風６号	レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報	高齢者等避難	【中小河川の氾濫】南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、西久保、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、行谷、芹沢、下寺尾茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、十間坂三丁目、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、本村四丁目、本村五丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目	【中小河川の氾濫】 51,136 世帯 116,082 人	

新						旧
					目、室田二丁目、室田三丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、堤 【土砂災害】芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目、ひばりが丘、小桜町	【土砂災害】 12,276 世帯 29,111 人	
	令和８年６月２７日	台風７号・８号	レベル２大雨注意報 レベル２土砂災害注意報	高齢者等避難	【中小河川の氾濫】 南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、西久保、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、行谷、芹沢、下寺尾茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、十間坂三丁	【中小河川の氾濫】 40,717 世帯 92,425 人	

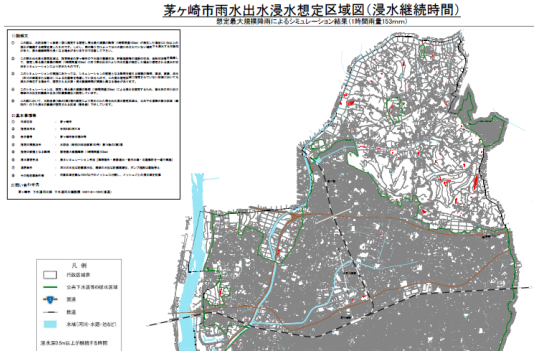
新						旧
				目、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、本村四丁目、本村五丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、室田二丁目、室田三丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、堤 【土砂災害】 芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目、ひばりが丘、小桜町	【土砂災害】 12,276 世帯 29,111 人	
第２　洪水予報河川等 ３　水位周知下水道 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和８年６月１日現在、指定はありません。 第３　浸水想定 ２　雨水出水浸水想定区域の指定 （略） この法に基づく、本市に関わる雨水出水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。						第２　洪水予報河川等 ３　水位周知下水道 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和７年６月１日現在、指定はありません。 第３　浸水想定 ２　雨水出水浸水想定区域の指定 （略） 令和７年６月１日現在、指定はありません。 （新設）

雨水出水浸水想定区域の指定（R8.3.31）による追記

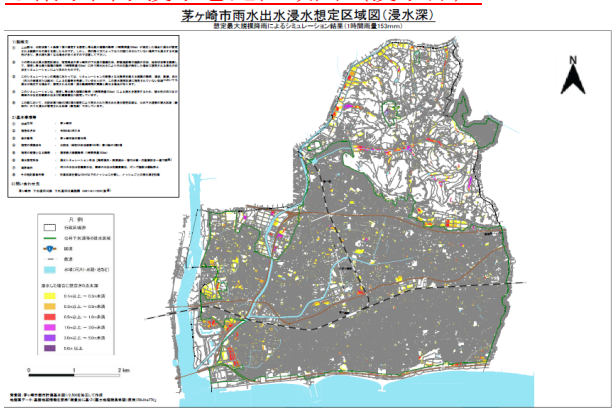
新	旧

指定年月日	告示番号	指定の根拠	指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）
令和８年３月３１日	茅ヶ崎市告示第９８号	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の２第２項	１時間雨量 153mm

○雨水出水浸水想定区域図（浸水継続時間）



○雨水出水浸水想定区域図（浸水深）

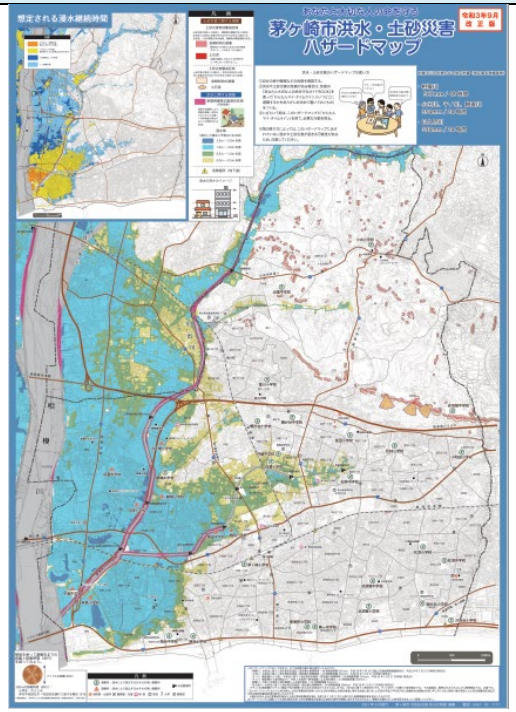


４　その他

○（新設）

○（新設）

新	旧
市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（準用河川区間における想定雨量：24 時間雨量 354 ㎜、内水氾濫における想定雨量：ピーク 1 時間雨量 81 ㎜）し、国・県が作成した浸水想定区域図（相模川・小出川及び千の川（県管理区間が対象））と合わせ、令和３年７月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。 その後、神奈川県による土砂災害警戒区域・特別警戒区域の更新（令和８年２月２７日付け）、茅ヶ崎市雨水出水浸水想定区域の指定（令和８年３月３１日茅ヶ崎市告示第９８号）を受け、令和〇年〇月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを更新しました。 〇茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ （新ハザードマップ公開後に差し替え） 新ハザードマップに差し替え予定	**４　その他** 市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（準用河川区間における想定雨量：24 時間雨量 354 ㎜、内水氾濫における想定雨量：ピーク 1 時間雨量 81 ㎜）し、国・県が作成した浸水想定区域図（相模川・小出川及び千の川（県管理区間が対象））と合わせ、令和３年７月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。 （追記） 〇茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ

新	旧
	
Ｐ２８ 第１章　災害対策の計画的な推進 第５節　計画の推進主体とその役割 第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 １　指定地方行政機関 (8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部 ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供 イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ウ　地殻変動の監視	Ｐ２８ 第１章　災害対策の計画的な推進 第５節　計画の推進主体とその役割 第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 １　指定地方行政機関 (8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部 ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供 イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ウ　地殻変動の監視

新	旧
エ　災害教訓の伝承 (9)　総務省神奈川行政評価事務所 ア　被災者への生活支援情報の提供 イ　災害時に専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ　災害時に特別行政相談所の開設	（新設） （新設）
Ｐ４０ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第２節　防災知識の普及・啓発 【取り組みの方向】 第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、保健所 ３　防災訓練等への参加促進 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。その際、女性やこども・若者の参加の促進に努めます。	Ｐ４０ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第２節　防災知識の普及・啓発 【取り組みの方向】 第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、保健所 ３　防災訓練等への参加促進 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。
Ｐ４６ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第４節　地域防災力の強化 【現状】 ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和８年４月１日現在） ○市内には、令和８年４月現在、１３５の自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和９年２月現在、〇，〇〇〇名（うち女性〇〇〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。	Ｐ４６ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第４節　地域防災力の強化 【現状】 ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和７年４月１日現在） ○市内には、令和７年４月現在、１３５の自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和８年２月現在、２，８２１名（うち女性８１０名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

新	旧
【課題】 ○男女共同参画、その他の多様な視点を反映した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性やこども・若者の参加が重要です。 **第３　自主防災組織の活動**　くらし安心部、自主防災組織 **２　災害時の主な活動** （４）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）や、災害時に診療対応を行っている目安となるイエローフラッグを掲げた診療所等へ搬送します。	**【課題】** ○男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。 **第３　自主防災組織の活動**　くらし安心部、自主防災組織 **２　災害時の主な活動** （４）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）等へ搬送します。
Ｐ６７ **第３章　災害に強いまちづくり** **第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策** **【現状】** ○令和８年２月２７日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５７区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５６区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）指定されています。 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありません。 ※平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○市は、土砂災害警戒区域等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。 **【取り組みの方向】** **第１　危険区域等の予防対策**　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察書 **１　危険区域等の調査・把握** 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される区域等を、県や防災関	Ｐ６７ **第３章　災害に強いまちづくり** **第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策** **【現状】** ○令和３年５月２５日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が５２区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５３区域指定されています。 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○市は、急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。 **【取り組みの方向】** **第１　危険箇所の予防対策**　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察書 **１　危険箇所の調査・把握** 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>係機関と連携し、調査・把握します。

第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署
３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達
レベル４土砂災害危険警報は、レベル３土砂災害警報の発表後（積乱雲が急速に発達する場合など予測が難しい状況では、レベル３土砂災害警報を経ずにレベル４土砂災害危険警報が発表されることもある。）命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける警報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。</td><td>機関と連携し、調査・把握します。

第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署
３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達
土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。</td></tr>
<tr><td>Ｐ７３
第４章　平常時の対策
第１節　災害対策本部機能の強化
【現状】
○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災啓発事業、災害情報受伝達訓練等を実施しています。</td><td>Ｐ７３
第４章　平常時の対策
第１節　災害対策本部機能の強化
【現状】
○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。</td></tr>
<tr><td>Ｐ７５
第４章　平常時の対策
第２節　水防対策
【取り組みの方向】
第２　重要水防区域　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所
１　重要水防区域
<table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">管理者名</th><th rowspan="2">管理延長</th><th colspan="2">重要水防区域</th></tr><tr><th>箇所</th><th>延長</th></tr><tr><td>相模川</td><td>国土交通省</td><td>6.60km</td><td>44</td><td>4,250m</td></tr></table></td><td>Ｐ７５
第４章　平常時の対策
第２節　水防対策
【取り組みの方向】
第２　重要水防区域　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所
１　重要水防区域
<table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">管理者名</th><th rowspan="2">管理延長</th><th colspan="2">重要水防区域</th></tr><tr><th>箇所</th><th>延長</th></tr><tr><td>相模川</td><td>国土交通省</td><td>6.60km</td><td>45</td><td>4,318m</td></tr></table></td></tr>
</table>

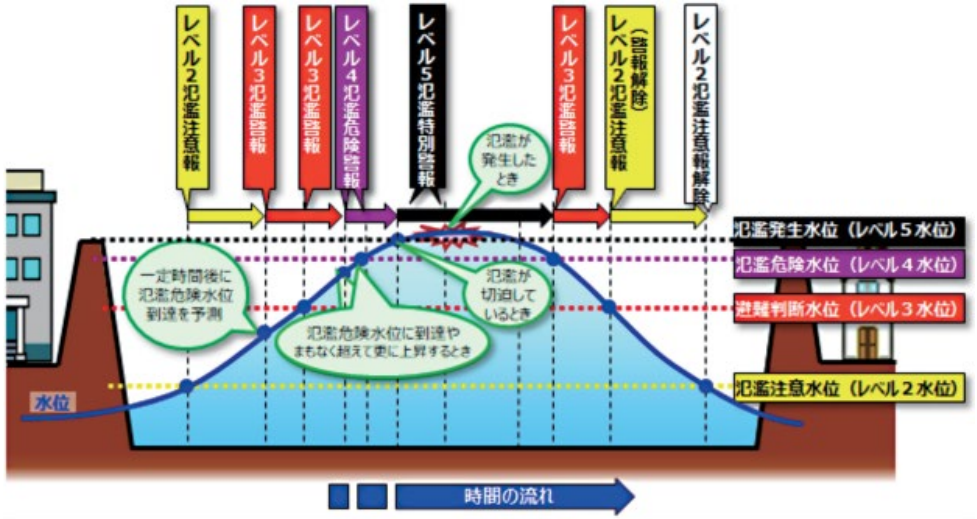
新

小出川	神奈川県	11.25km	5	8,480m
千の川	神奈川県	1.70km	－	－

出典　「令和８年度　洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和８年度神奈川県水防計画（神奈川県）」

第３　指定河川洪水予報　横浜地方気象台、京浜河川事務所

２　洪水予報の種類



警報等の種類	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川レベル５氾濫特別警報	氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき	氾濫水に対する緊急安全確保を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川レベル４氾濫危険警報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川レベル３氾濫警報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２】

旧

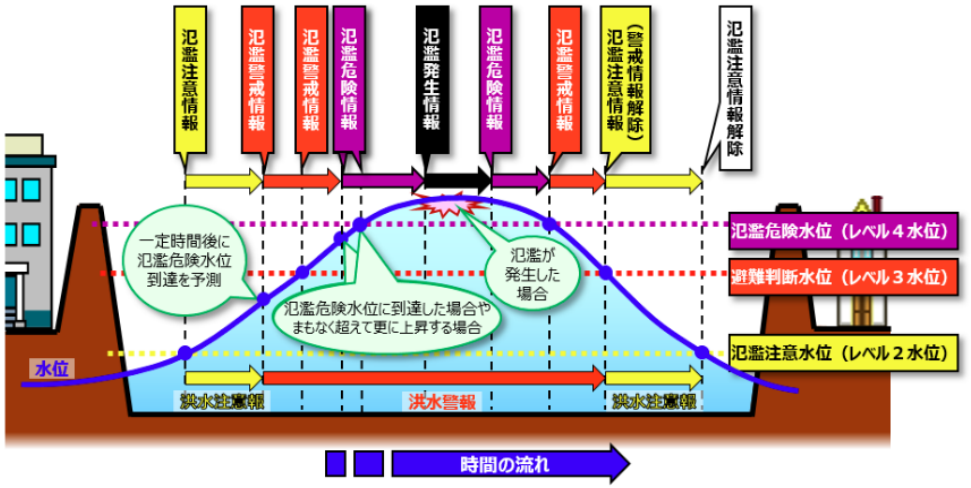
小出川	神奈川県	11.25km	6	8,820m
千の川	神奈川県	1.70km	－	－

出典　「令和７年度　洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和７年度神奈川県水防計画（神奈川県）」

第３　指定河川洪水予報　横浜地方気象台、京浜河川事務所

２　洪水予報の種類　（出典：気象庁ホームページ）

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２相当】



新	旧
（出典：気象庁ホームページ） ※洪水予報の種類と警戒レベルの対応は次のとおりです。 ○氾濫特別警報：警戒レベル５相当　○氾濫危険警報：警戒レベル４相当 ○氾濫警報：警戒レベル３相当　○氾濫注意報：警戒レベル２相当 **第４　水防警報、洪水予報河川、水位周知河川　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** （略） **３　国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸** （略） （３）知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） （略） （１）～（３）出典「令和８年度　神奈川県水防計画」 **４　洪水予報河川、水位周知河川** （略） （２）水位周知河川（水防法第１３条第１項及び第２項） （略） （１）、（２）出典「令和８年度　神奈川県水防計画」 （略） **第３節　災害情報受伝達体制の充実** （略） **【取り組みの方向】** **第１　防災気象情報等の受理伝達　横浜地方気象台、くらし安心部、消防本部** （略） **１　気象警報・注意報** （１）　警戒レベルに対応した気象警報・注意報 （略） 【防災気象情報の情報体系とその名称】	※洪水予報の種類と警戒レベルの対応は次のとおりです。 ○氾濫発生情報：警戒レベル５相当　○氾濫危険情報：警戒レベル４相当 ○氾濫警戒情報：警戒レベル３相当　○氾濫注意情報：警戒レベル２相当 **第４　水防警報、洪水予報河川、水位周知河川　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** （略） **３　国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸** （略） （３）知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） （略） （１）～（３）出典「令和７年度　神奈川県水防計画」 **４　洪水予報河川、水位周知河川** （略） （２）水位周知河川（水防法第１３条第１項及び第２項） （略） （１）、（２）出典「令和７年度　神奈川県水防計画」 （略） **第３節　災害情報受伝達体制の充実** （略） **【取り組みの方向】** **第１　防災気象情報等の受理伝達　横浜地方気象台、くらし安心部、消防本部** （略） **１　警戒レベルを用いた防災情報の提供** （新設）

新	旧

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

（２）　その他の気象警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

（新設）

令和８年２月修正版、「第３節・第１・３　特別警報・警報・注意報」に記載していた内容を移行しています。

（３）　警報・注意報の指標

ア　特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報です。

イ　危険警報

重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報です。

ウ　警報

重大な災害が起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。

エ　注意報

災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

（新設）

令和８年２月修正版、「第３節・第１・３　特別警報・警報・注意報」に記載していた内容を移行しています。

（４）　警報・注意報の地域細分

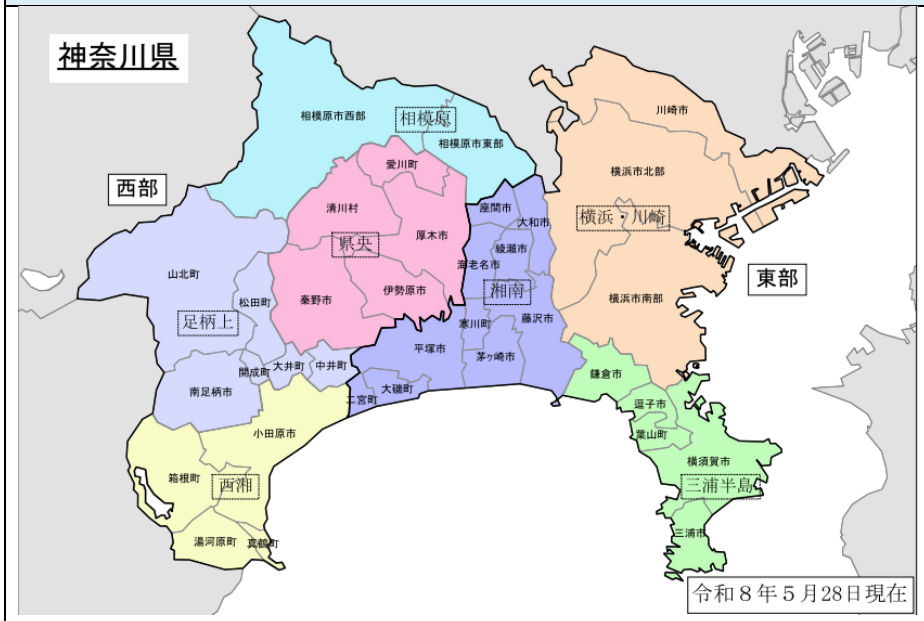
ア　一次細分区域

府県天気用法を定常的に細分化して行う区域です。気象特性、災害特

令和８年２月修正版、「第３節・第１・３　特別警報・警報・注意報」に記載していた内容を移行しています。

新	旧
性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。 イ　二次細分区域 警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。 ウ　市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。	（新設）

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東　部	横浜・川崎	横浜市北部、横浜市南部、川崎市
		湘　南	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西　部	相模原	相模原市西部、相模原市東部
		県　央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西　湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

新	旧
 （６） 特別警報・危険警報・警報・注意報発表基準について 気象庁は発生のおそれのある気象災害の重大さや可能性に応じて特別警報・危険警報・警報・注意報を発表します。茅ヶ崎市の、詳細な発表基準については「気象庁ホームページ（特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（神奈川県））」で確認することができます。 **２　防災気象情報** （1） 防災気象情報（風水害関係） ア　キキクル等 イ　早期注意情報（警報級の可能性）と時系列情報 ウ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 エ　気象防災速報（記録的短時間大雨） オ　気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃） カ　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 キ　火災気象通報	（新設） 令和８年２月修正版、「第３節・第１・３ 特別警報・警報・注意報」に記載していた内容を移行しています。 **２　防災気象情報** （1）防災気象情報（風水害関係） ア　特別警報・警報・注意報 イ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ウ　早期注意情報（警報級の可能性） エ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 オ　土砂災害警戒情報 カ　記録的短時間大雨情報 キ　竜巻注意情報 ク　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 ケ　火災気象通報 **３　特別警報・警報・注意報** （1）注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいいます。 （2）警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいいます。 （3）特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮の警報発表基準をはるかに超え

新	旧
今回の修正で、「第３節・第１・１　気象警報・注意報」として移行します。	て、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときに、その旨を警告して行う予報をいいます。 (4) 注意報・警報の地域細分 ア　一次細分区域 府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。 イ　二次細分区域 警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。 ウ　市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。 今回の修正で、「第３節・第１・１　気象警報・注意報」として移行します。 ア
今回の修正で、「第３節・第１・１　気象警報・注意報」として移行します。	イ　警報・注意報

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル５相当）	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル４相当）
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

ヶ茅	府県予報区	神奈川県
	一次細分区域	東部

新	旧			
今回の修正で、「第３節・第１・１　気象警報・注意報」として移行します。		市町村をまとめた区域	湘南	
	警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数※１ 土壌雨量指数※２	15 113
			警戒レベル	３相当
		洪水	流域雨量指数※３	千の川流域＝9.9、小出川流域＝15.9
			指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]、相模川中流[相模大橋]
			警戒レベル	３相当
		暴風	平均風速	陸上　25m/s、海上　25m/s
		暴風雪	平均風速	陸上　25m/s（雪を伴う） 海上　25m/s（雪を伴う）
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		波浪	有義波高	5.0m
		高潮	潮位	1.5m
			警戒レベル	４相当
	注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	11 83
			警戒レベル	２
		洪水	流域雨量指数	千の川流域＝7.9、小出川流域＝12.7
			指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]
			警戒レベル	２
		強風	平均風速	陸上12m/s、海上12m/s

新	旧
今回の修正で、「第３節・第１・１ **気象警報・注意報**」として移行します。	

	風雪	平均風速	陸上 12m/s（雪を伴う） 海上 12m/s（雪を伴う）
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.3m
		警戒レベル	２又は３相当※４
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m、海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%、実効湿度 55%	
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬季：最低気温-5℃以下	
	霜	最低気温 4℃以下、発表期間は原則として 4 月 1 日～5 月 20 日	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm

※１表面雨量指数
　表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に　溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

※２土壌雨量指数
　土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

※３流域雨量指数
　流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

※４高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル２であり、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、警戒レベル３に相当します。

新	旧
３　キキクル等 (1) 土砂キキクル 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１ｋｍ四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報です。６０分雨量及び土壌雨量指数の最大６時間先までの予測値を用いて、常時１０分毎に更新しており、レベル３土砂災害警報やレベル４土砂災害危険警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。 (2) 洪水キキクル 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報です。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (3) 浸水キキクル 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨特別警報・危険警報・警報・注意報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (4) 大雨キキクル 大雨に関する情報が発表された際に、危険度が高まっている地域を確認	**４　キキクル（大雨・洪水予報の危険度分布）等** (1) 土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。 (2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報です。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 新設 (4) 流域雨量指数の予測値 上流域の降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「耐水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量・降

新	旧
することができます。大雨に関する情報が対象としている洪水キキクルや浸水キキクルを重ねて大雨キキクルとし表示されます。洪水キキクルと浸水キキクルをそれぞれ表示することで、洪水災害・浸水害それぞれの危険度の確認が可能です。 (5) 流域雨量指数の予測値 上流域の降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、大雨警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量・降水短時間予報等）を用いて１０分ごとに更新しており、大雨警報等の発表基準に用いています。 **４　早期注意情報（警報級の可能性）と時系列情報** ５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表されます。当日から翌々日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、３日先から５日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨、土砂災害、高潮に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。また、時系列情報により注意報や警報等の基準を超える現象や発表が見込まれる時間帯を確認し、事前の備えや避難の準備に活用できます。 **５　全般気象解説情報、関東甲信地方気象解説情報、神奈川県気象解説情報** 気象の予報等について、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・危険警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。 土砂災害警戒情報はレベル４土砂災害危険警報へ変更 **６　気象防災速報（記録的短時間大雨）**	水短時間予報等）を用いて１０分ごとに更新しており、洪水警報等の発表基準に用いています。 **５　早期注意情報（警報級の可能性）** ５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。 **６　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報** 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。 **７　土砂災害警戒情報** 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の［削除］自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象台から共同で発表されます。なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。 **８　記録的短時間大雨情報** **９　竜巻注意情報** **１０　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報** （略） 種　類 / 標　題 / 概　要 洪水警報 / 氾濫発生情報 / 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

新

７　気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）

８　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報

（略）

標　　題	概　　要
レベル５ 氾濫特別警報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき、氾濫が切迫しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。

旧

	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

新	旧
レベル２ 氾濫注意報 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
Ｐ８７ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者やこども・若者、男女共同参画、その他の多様な視点を反映した避難所運営、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。	Ｐ８７ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。
Ｐ８９ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第３　避難計画等** **２　マニュアル等の整備　各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。	Ｐ８９ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第３　避難計画等** **２　マニュアル等の整備　各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。
Ｐ９１ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第７　防災用資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織**	Ｐ９１ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第７　防災用資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織**

新	旧
市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めるとともに指定緊急避難場所等への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として必要な資機材等の備蓄を進めます。	市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。 **（新設）**
Ｐ９８ **第４章　平常時の対策** **第６節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○神奈川県災害時保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 ○災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。(災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。) （略） ○令和８年３月末時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が○，○○○人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。	Ｐ９８ **第４章　平常時の対策** **第６節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○神奈川県災害時保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 **○（新設）** （略） ○令和７年３月末時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が１，９１２人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。
Ｐ１０８ **第４章　平常時の対策** **第１０節　教育・保育対策** **【現状】** （略）	Ｐ１０８ **第４章　平常時の対策** **第１０節　教育・保育対策** **【現状】** （略）

新

○市には指定等文化財として、令和８年８月２８日時点で国指定４件、県指定９件、市指定３０件、国登録５件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。

Ｐ１１１

第４章　平常時の対策

第１２節　緊急輸送道路等の確保対策

第１　緊急輸送道路等の指定　**くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所**

１　緊急輸送道路の指定

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として指定しています。

第１次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。
路線名	区　間
国道１号	市内全線
国道１号（新湘南バイパス）	市内全線
国道１３４号	市内全線
国道４６８号（さがみ縦貫道路）	市内全線
県道３０号（戸塚茅ケ崎）	市内全線
県道４４号（伊勢原藤沢）	寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点
県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ケ崎）	市内全線
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。
路線名	区間
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
県道４０４号（遠藤茅ケ崎）	県道４７号（藤沢平塚）交点～国道１号交

旧

○市には指定等文化財として、令和７年８月８日時点で国指定５件、県指定９件、市指定３１件、国登録６件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。

Ｐ１１１

第４章　平常時の対策

第１２節　緊急輸送道路等の確保対策

第１　緊急輸送道路等の指定　**くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所**

１　緊急輸送道路の指定

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。

第１次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。
路線名	区　間
国道１号	市内全線
国道１号（新湘南バイパス）	市内全線
国道１３４号	市内全線
国道４６８号（さがみ縦貫道路）	市内全線
県道３０号（戸塚茅ヶ崎）	市内全線
県道４４号（伊勢原藤沢）	寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点
県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ヶ崎）	市内全線

（追加）

新

	点

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。

路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）

第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。

路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線

旧

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。

路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線

第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。

路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>市道６２１４号線　「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点</td><td>市道６２１４号線　「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点</td></tr>
<tr><td>Ｐ１４０
第５章　災害時の応急対策活動
第４節　避難対策
第１　避難対策
２　避難情報の発令
(2) 避難情報の発令に資する情報の整理
市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、防災気象情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水キキクル、土砂キキクル）等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。

■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準
区分：高齢者等避難
発令基準：
１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ に、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である５．８０ｍに到達したと発表され、かつ、指定河川洪水予報の水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
２：相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ 、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である５．８０ｍより低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表）
①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生
②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
③相模川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況
３：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である</td><td>Ｐ１４０
第５章　災害時の応急対策活動
第４節　避難対策
第１　避難対策
２　避難情報の発令
(2) 避難情報の発令に資する情報の整理
市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布））、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。
■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準
区分：高齢者等避難
発令基準：
１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ に到達したと発表され、又は相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である５．８０ｍに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
２：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達することが予想される場合
３：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
４：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
５：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</td></tr>
</table>

新		旧	
	６．５０ｍに到達することが予想される場合 ４：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ５：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）		
避難指示	１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ２：相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である８．７０ｍ、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である６．５０ｍより低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③相模川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④城山ダム又は宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域で急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位を越えることが予想される場合 ４：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合	避難指示	１：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ２：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合 ３：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ４：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ５：城山ダム又は宮ケ瀬ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ７：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
		緊急安全確保	１：相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍを、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫開始相当水位（堤防天端高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令

新			旧	
		５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）		対象区域を限定する）（災害発生を確認） ５：氾濫発生情報の発表等により堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合
	緊急安全確保	１：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍを、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫開始相当水位（堤防天端高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ３：相模川の神川橋水位観測所、または相模大橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生している場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②相模川に流入する川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ③城山ダムまたは宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ４：洪水予測による水位予測で、氾濫発生水位（レベル５水		

新	旧
位）を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合 ５：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合	

■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．９０ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．５０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所及び新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位よりも低いものの次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫まえに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４

■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．９０ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．５０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

新		旧	
	０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル３大雨警報が発表され、小出川の洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ②小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）		
避難指示	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．００ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である２．７０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所及び新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）よりも低いものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場	避難指示	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．００ｍに到達した場合、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である２．７０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
		緊急安全確保	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：小出川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） （災害発生を確認）

新		旧	
	合 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、または新鶴嶺水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル４大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ②小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）		５：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合

新	旧
緊急安全確保 １：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）に到達した場合 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ① 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ② 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ③ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、 一ツ橋水位観測所・新鶴嶺橋水位観測所地点上流の水位観測所の水位の状況から、一ツ橋水位観測所・新鶴嶺橋水位観測所で氾濫のおそれがある場合 ５：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合 ６：レベル５大雨特別警報が発表され、小出川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合	
■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準	■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準

新		旧	
区分	発令基準	区分	発令基準
高齢者等避難	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位である３．５０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位よりも低いものの、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位が、急激に水位上昇するおそれがある場合 ４：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル３大雨警報が発表され、千の川の（洪水キキクル）で「警戒（赤）」が出現した場合 ②千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	高齢者等避難	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位である３．５０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①富士見橋上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．８０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）よりも低いものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 千の川（県管理区間）に流入する川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作	避難指示	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．８０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位３．５０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （略） ②千の川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線

新		旧	
	開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である３．００ｍを超えた状態で上位の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：千の川（県管理区間）富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位３．５０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル４大雨危険警報が発表され、千の川の洪洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ②千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることが無いよう暴風警報の発表後速やかに発令）		や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることが無いよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保	１：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）に到達した場合 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合 ４：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、富士見橋水位観測所地点上流の水位観測所の水位の	緊急安全確保	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：千の川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合

新	旧
状況から、富士見橋水位観測所で氾濫のおそれがある場合 ５：千の川の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 ６：レベル５大雨特別警報が発表され、千ノ川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合	

■土砂災害の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：レベル３土砂災害警報（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル３土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布が警戒レベル３相当となった場合 ３：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 注１ 上記１～４以外についても、市内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよいが、当該観測点における雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づいた設定が可能な場合に限る。 注２ 上記の発令基準例１は、レベル４避難指示の１時間程度前に、レベル３高齢者等避難を発令することを目標とした発令基準の設定例であるが、高齢者等の避難行動の完了までに

■土砂災害の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ２：数時間後に通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ３：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：土砂災害警戒情報が発表された場合 ２：大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ３：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

新		旧	
	より多くの猶予時間が必要な場合には、気象庁ホームページの時系列情報の中で土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されていれば警戒レベル３高齢者等避難の発令を検討してもよい。	緊急安全確保	１：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（災害発生を確認） ２：土砂災害の発生が確認された場合
避難指示	１：レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル４土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布で警戒レベル４相当となった場合 ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 注 上記１～５以外についても、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよいが、当該観測点における雨量と土砂災害発生との		

新	旧
関係に関する知見等に基づいた設定が可能な場合に限る。	
緊急安全確保 （災害が切迫） １：レベル５土砂災害特別警報（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ※レベル５土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布で（警戒レベル５相当）となった場合 （災害発生を確認） ３：土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例１～２を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例３の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

■高潮の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	＜推定・予測情報＞ １：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約 12 時間後と予測されている場合 ２：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが 12 時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル５とし

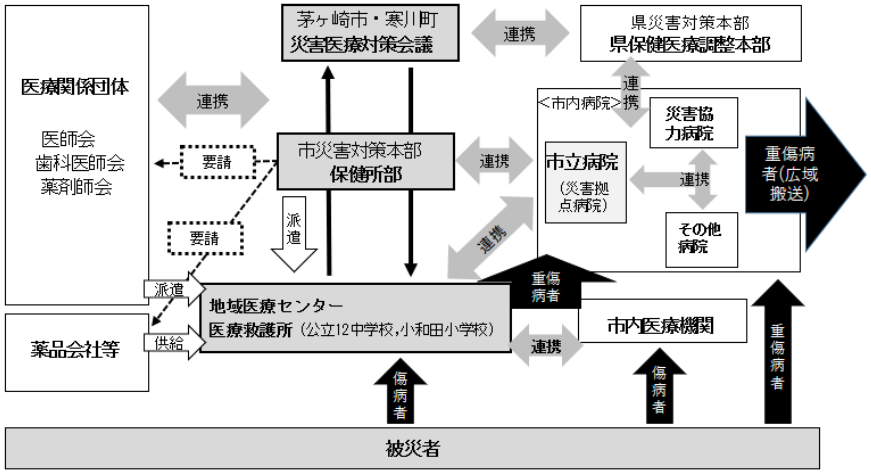
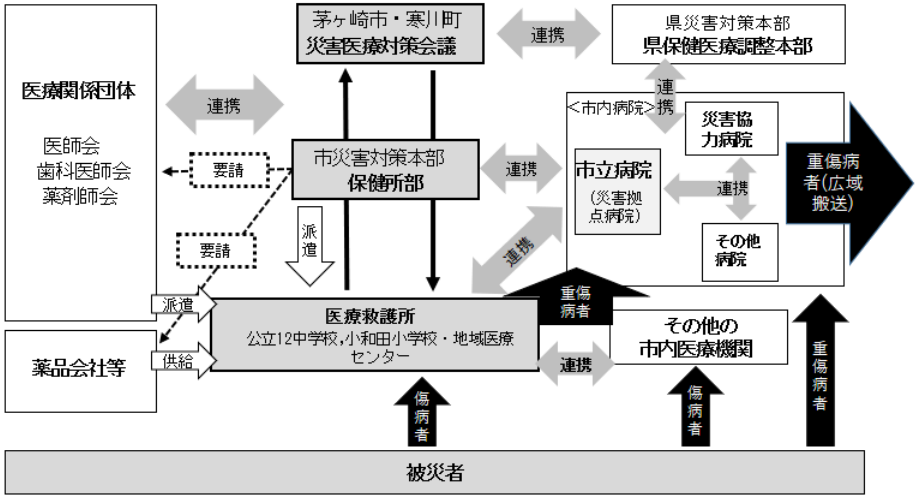
■高潮の避難情報の発令基準

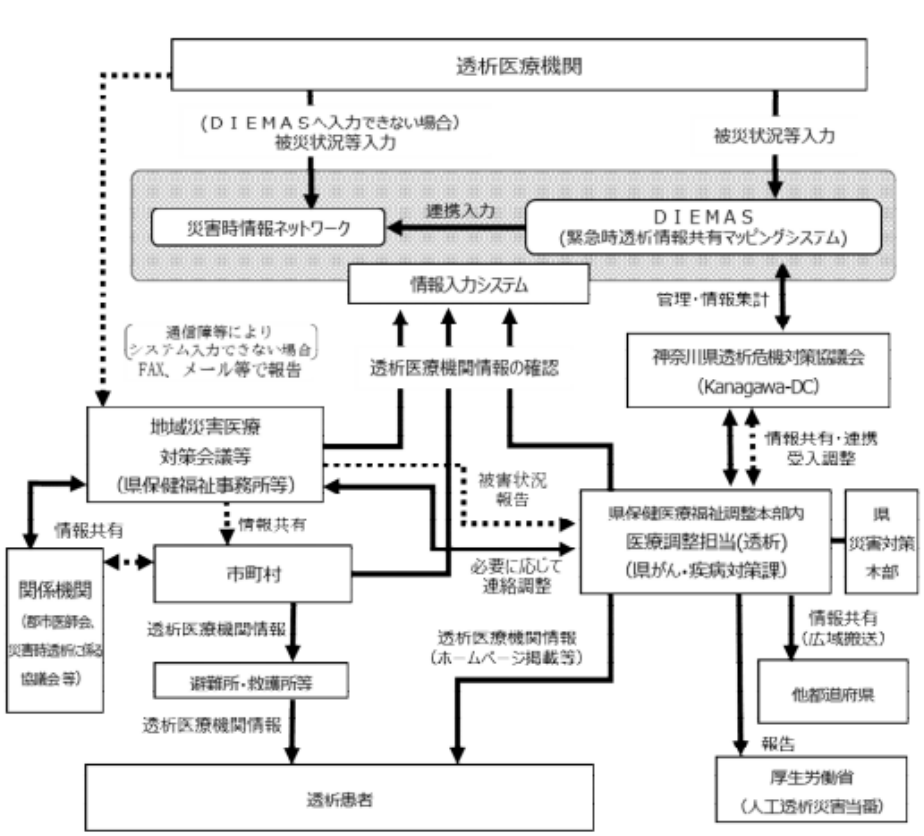
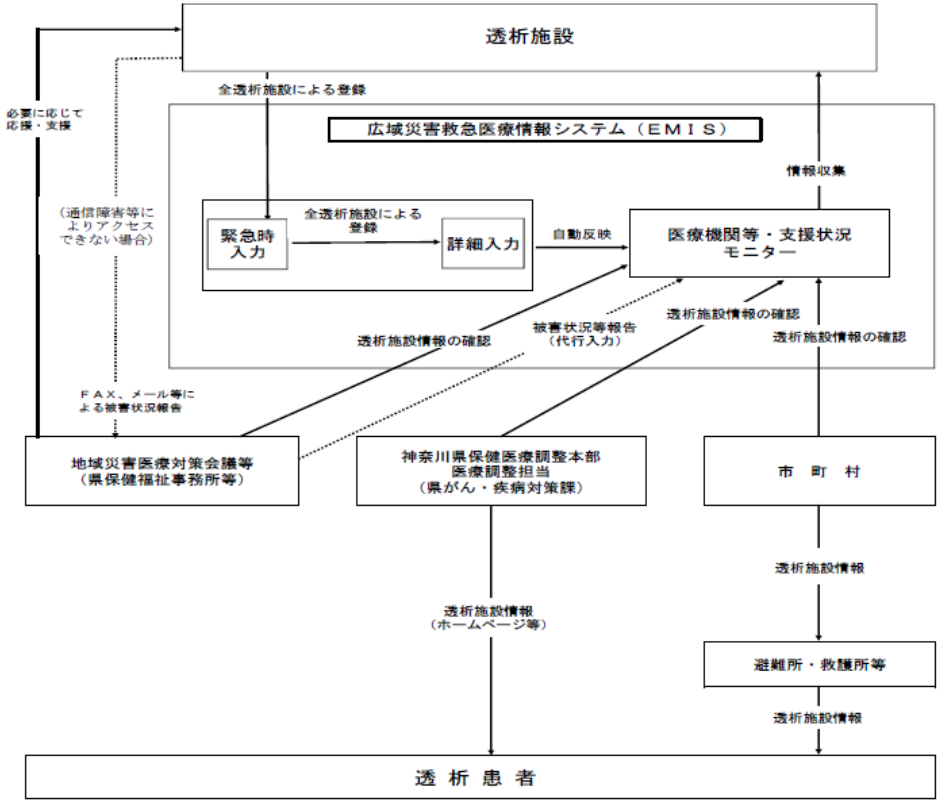
区分	発令基準
高齢者等避難	１：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ２：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ３：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸２４時間前に、特

新		旧	
	て発表） ３：レベル２高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）		別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示	＜推定・予測情報＞ １：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約６時間後と予測されている場合 ２：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが６時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル５として発表） ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル４高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）	避難指示	１：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ２：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
緊急安全確保	＜確認情報＞ １：堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞ ２：水位又は潮位が基準高に到達した場合 ＜推定・予測情報＞ ３：直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合	緊急安全確保	１：水門等の異常が確認された場合 ２：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ３：高潮氾濫発生情報が発表された場合（災害発生を確認） ４：海岸堤防等の倒壊、異常な越波・越流、高潮氾濫が発生した場合

※茅ヶ崎市の基準観測所は「小田原験潮所」。
※茅ヶ崎市の高潮特別警戒水位はT.P.+1.2m（小田原験潮所）となっている。

新	旧
Ｐ１４７ 第５章　災害時の応急対策活動 第４節　避難対策 第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 ２　避難所の運営 （1）避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、多様な視点や意見を反映した運営に努めます。	Ｐ１４７ 第５章　災害時の応急対策活動 第４節　避難対策 第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 ２　避難所の運営 （1）避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。
Ｐ１５７ 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　医療救護・保健活動 第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、消防部、医療関係団体、医療機関、薬品会社 １　医療救護活動体制	Ｐ１５７ 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　医療救護・保健活動 第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、消防部、医療関係団体、医療機関、薬品会社 １　医療救護活動体制

新	旧
	
2　医療救護活動の方針 （1）発災直後の応急医療 災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。）	**2　医療救護活動の方針** （1）発災直後の応急医療 市は医療関係団体協力のもと対処します。
5　医薬品等の確保 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬剤師会や薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します	**5　医薬品等の確保** 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します

新	旧
８　人工透析患者対策  出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和８年３月改定版）	８　人工透析患者対策  出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和元年６月改定版）
Ｐ１９９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。	Ｐ１９９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。

新	旧
本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点を反映するよう努めます。	本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。
Ｐ２０９ **第６章　復旧・復興対策** **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、地域生活者や男女共同参画の視点を反映し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。	Ｐ２０９ **第６章　復旧・復興対策** **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女共同参画の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け取り組みます。

茅ヶ崎市地域防災計画　特殊災害対策計画　新旧対照表（修正骨子案）

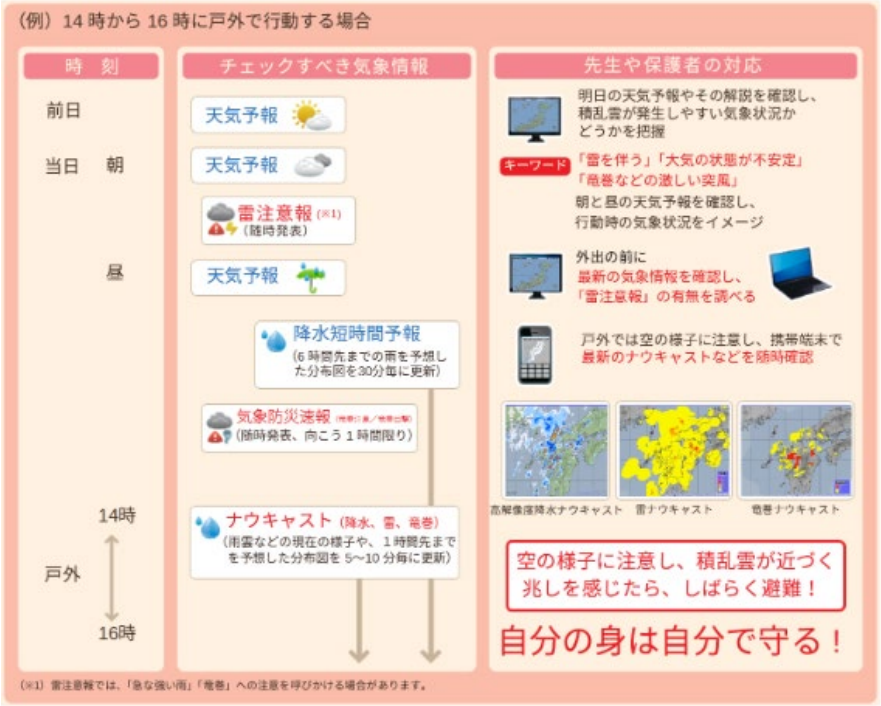
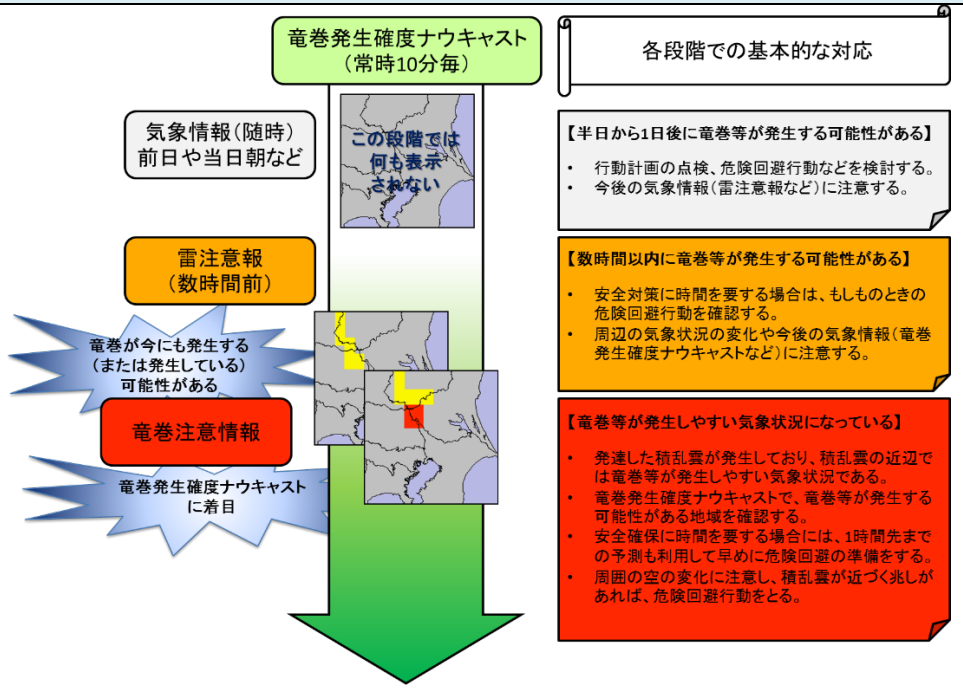
新	旧
目次 第１１章　竜巻等突風災害対策 第２節　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 第１　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の概要 第２　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の予測精度 第３　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の発表回数	目次 第１１章　竜巻等突風災害対策 第２節　竜巻注意情報 第１　竜巻注意情報の概要 第２　竜巻注意情報の予測精度 第３　竜巻注意情報の発表回数
Ｐ２４１ 第３章　火山災害対策 第１節　火山の概要 神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和３年３月）によると、１７０７年の宝永噴火の規模で富士山が噴火した場合において、本市は降灰可能性１０cm～３０cmの範囲に位置しております。 火山灰は徐々に降り積もり、触れても危険性は低いことから、地震に比べて緊急的・直接的な命の危険性は低いものの、目・鼻・のど・気管支への異常等を生じることがあり、注意が必要です。	Ｐ２４１ 第３章　火山災害対策 第１節　火山の概要 神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和３年３月）によると、１７０７年の宝永噴火の規模で富士山が噴火した場合において、本市は降灰可能性３０cmの範囲に位置しております。 火山灰は徐々に降り積もり、触れても危険性は低いことから、地震に比べて緊急的・直接的な命の危険性は低いものの、目・鼻・のど・気管支への異常等を生じることがあり、注意が必要です。
Ｐ２５９ 第４章　海上災害対策 第１節　予防対策 第３　医療救護活動 市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	Ｐ２５９ 第４章　海上災害対策 第１節　予防対策 第３　医療救護活動 市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ２６５ 第５章　航空災害対策 第１節　予防対策 第３　医療救護活動 市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	Ｐ２６５ 第５章　航空災害対策 第１節　予防対策 第３　医療救護活動 市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ２７１	Ｐ２７１

新	旧
第６章　鉄道災害対策 **第１節　予防対策** **第３　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	**第６章　鉄道災害対策** **第１節　予防対策** **第３　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ２７７ **第７章　道路災害対策** **第１節　予防対策** **第４　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	Ｐ２７７ **第７章　道路災害対策** **第１節　予防対策** **第４　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ２９２ **第９章　危険物等災害対策** **第１節　予防対策** **第５　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	Ｐ２９２ **第９章　危険物等災害対策** **第１節　予防対策** **第５　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ２９７ **第１０章　大規模火災対策** **第１節　予防対策** **第４　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	Ｐ２９７ **第１０章　大規模火災対策** **第１節　予防対策** **第４　医療救護活動** 　市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。
Ｐ３０６ **第１１章　竜巻等突風災害対策** **第２節　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）** **第１　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の概要** 　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバ	Ｐ３０６ **第１１章　竜巻等突風災害対策** **第２節　竜巻注意情報** **第１　竜巻注意情報の概要** 　竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況に

新	旧
ーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁より発表されます。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巻発生確度（竜巻ナウキャスト）で確認できます。気象防災速報（竜巻注意）は、竜巻ナウキャストで発生確度２が現れた地域を天気予報と同じ一次細分区域を対象に発表されます。また、目撃情報が得られて、さらなる竜巻等が発生するおそれが高まった場合には「気象防災速報（竜巻目撃）」が発表されます。気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の有効期間は発表から約１時間です。発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達されます。 （参考）竜巻ナウキャスト １０ｋｍ四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報です。 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）が発表されたときには、竜巻ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができます。 実況と１時間先までの予測を提供しており、１０分ごとに更新しています。	なったと判断された場合に、気象庁より発表されます。 竜巻注意情報が発表された場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約２００倍となっています。 発表された竜巻注意情報の有効時間は１時間となり、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表されます。そのため、第１報の有効時間後に、引き続き第２報、第３報が発表されることがあります。 なお、気象庁は、竜巻の発生が確認できた事例のうち約３割で、最初の竜巻から６時間以内に同一府県又は近隣府県で別の竜巻が発生しており、竜巻の目撃情報を即時的に活用することで、従来より高い確度で 竜巻注意情報を発表することが期待されることから、平成２６年９月より竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報【目撃情報あり】の提供を開始しています。
【気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の発表例（目撃情報を含まない場合）】	**【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）】**
○○県気象防災速報（竜巻注意） 第１号 令和××年４月２０日１０時３０分 気象庁発表 ○○県東部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。	**【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）】**○○県竜巻注意情報 第１号 平成××年４月２０日１０時３０分 ○○県東部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

新	旧
この情報は、２０日１１時３０分まで有効です。	落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、２０日１１時３０分まで有効です。
【気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の発表例（目撃情報を含む場合）】 〇〇県気象防災速報（竜巻目撃）　第１号 令和××年４月２０日１０時３０分　気象庁発表 **【目撃情報あり】〇〇県東部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。** 〇〇県東部は、竜巻などの激しい突風が発生**するおそれが非常に高まって**います。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、２０日１１時３０分まで有効です。	**【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）】** 〇〇県竜巻注意情報　第１号 平成××年４月２０日１０時３０分 **【目撃情報あり】〇〇県東部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。** 〇〇県東部は、竜巻などの激しい突風が発生**するおそれが非常に高まって**います。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、２０日１１時３０分まで有効です。

新	旧
第２　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の予測精度 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 的中率は５％程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は３０％程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。	**第２　竜巻注意情報の予測精度** 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 的中率は５％程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は３０％程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。
第３　気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約〇〇〇回／年（令和８年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は〇〇回となっています。 （出典：気象庁ホームページ）	**第３　竜巻注意情報の発表回数** 竜巻注意情報の発表は、全国で約６２２回／年（令和７年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は１２回となっています。 （出典：気象庁ホームページ）
第４　段階的な気象情報の発表 竜巻等に関連する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表します。半日～１日程度前には気象解説情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけます。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で、「気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）」を発表します。 なお、竜巻等の発生可能性の予報として、竜巻発生確度（竜巻ナウキャスト）を常時１０分毎に発表していますが、竜巻注意情報は竜巻発生確度（竜巻ナウキャスト）で発生確度２が現れた地域（県など）に発表します。 【竜巻等に関連する段階的な情報の発表】	**第４　段階的な気象情報の発表** 竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表します。半日～１日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけます。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表します。 なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時１０分毎に発表していますが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域（県など）に発表します。 【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】

新	旧
	
【竜巻発生ナウキャスト】 竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）より詳細に示す情報。	【竜巻発生確度ナウキャスト】 竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報。